ものは、これを加える。

前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、

改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていない

 \bigcirc んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年財・務・省令第一号)経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年財・務・省令第一号) 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲

引」という。) 似する取引(次に掲げる取引に限る。以下「商品デリバティブ取のする取引(次に掲げる取引に限る。以下「商品デリバティブ取商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類	第十一条 法第二十一条第四項第十八号に規定する類似する取引であ(金融等デリバティブ取引)	附則 (第九十条―第九十三条) (第九十条―第九十三条) (第九十条―第九十三条) (第九十条―第九十三条) (1	第六章 商工組合中央金庫電子決済等代行業(第八十九条の二―第1	[第一章~第五章 略]	目次	改正後
	第十一条 [同上] (金融等デリバティブ取引)	附則	第六章 雑則(第九十条—第九十二条)	[第一章~第五章 同上]	目次	改 正 前

[略]

口 げる要件の全てを満たすもの 商品及びその対価の授受を約する売買取引であって、 次に掲

(1) (2) 略

[二·三 略]

'2 •

(預金者等に対する情報の提供

第十三条 金者等 (預金者及び定期積金の積金者をいう。 商工組合中央金庫は、 法第二十四条第一項の規定により預 以下同じ。 に対す

る情報の提供を行う場合には、 次に掲げる方法により行うものとす

[一~六 略]

2 \ 4 略

(特定取引勘定)

第十八条 商工組合中央金庫は、 当しないとき又はいずれにも該当しないときであっても特定取引勘 定を設けることを妨げない。 。この場合において、商工組合中央金庫が当該要件のいずれかに該 となる財産をその他の取引及び財産と区分して経理するため、 掲げる要件の全てに該当するときは、 勘定(以下「特定取引勘定」という。)を設けなければならない 特定取引を行う場合であって、 特定取引及び特定取引の対象 特別 次に

口 商品及びその対価の授受を約する売買取引であって、 同上

次に掲

イ

げる要件のすべてを満たすもの

(1) (2) 同上

[二·三 同上]

 $\frac{2}{3}$ 同上

(預金者等に対する情報の提供)

第十三条 金者等に対する情報の提供を行う場合には、 商工組合中央金庫は、法第二十四条第一項の規定により預 次に掲げる方法により

行うものとする。

二~六 同上

 $\begin{bmatrix} 2 \\ 5 \\ 4 \end{bmatrix}$ 同上

(特定取引勘定)

第十八条 勘定を設けることを妨げない。 該当しないとき又はいずれにも該当しないときであっても特定取引 別の勘定(以下「特定取引勘定」という。)を設けなければならな 象となる財産をその他の取引及び財産と区分して経理するため、 掲げる要件のすべてに該当するときは、特定取引及び特定取引の対 い。この場合において、 商工組合中央金庫は、 商工組合中央金庫が当該要件のいずれかに 特定取引を行う場合であって、次に 特

[一·二 略]

[2 5 略]

(個人顧客情報の安全管理措置等)

、、。 野損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならな 場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は 場合にはその委託先の監督について、当該情報の取扱いを委託する を 第二十条 商工組合中央金庫は、その取り扱う個人である顧客に関す 第二

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等)

るものとする。 する主務省令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれかに該当す

準用金融商品取引法第三十四条の四第一

第四十七条

二 [略]

員である個人(次に掲げる要件の全でに該当する者に限る。)規定する組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項に

を行うことについて他の全ての組合員の同意を得ていること。イ 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出

[2~5 同上]

(個人顧客情報の安全管理措置等)

き損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならな場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はる情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する二十条 商工組合中央金庫は、その取り扱う個人である顧客に関す

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等)

第四十七条 [同上]

V ;

項第一号に規定

行うことについてすべての匿名組合員の同意を得ていないこと。一 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を

2 [同上]

同上

を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていることイ 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出員である個人(次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。)規定する組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項に

[略]

ら。) する組合員である個人(次に掲げる要件の全てに該当する者に限する組合員である個人(次に掲げる要件の全でに該当する者に限の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行)第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約に関する法律(平成十七年法律第四十号一 有限責任事業組合契約に関する法律(平成十七年法律第四十号

を行うことについて他の全ての組合員の同意を得ていること。イ 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出

口[略]

第四十八条 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

する主務省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当するこ

[略]

ととする。

上になると見込まれること。 る申出者の資産(次に掲げるものに限る。) の合計額が三億円以一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日におけ

イ・ロ 略]

同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条の六の三十二号)第十一条の二の四に規定する特定貯金等、水産業協預金等」という。)、農業協同組合法(昭和二十二年法律第百、法第二十九条に規定する特定預金等(ハを除き、以下「特定

口[同上]

限る。)

「の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行の重要な業務の執行の決定に関する法律(平成十七年法律第四十号を開資任事業組合契約に関する法律(平成十七年法律第四十号を表

を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出

口 [同上]

第四十八条 [同上] (特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

一[同上]

同上

[イ・ロ 同上]

同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条の六の三十二号)第十一条の二の四に規定する特定貯金等、水産業協預金等」という。)、農業協同組合法(昭和二十二年法律第百八 法第二十九条に規定する特定預金等(ハを除き、以下「特定

号)第五十九条の三に規定する特定預金等 する特定預金等及び農林中央金庫法 預金等、労働金庫法 昭和二十七年法律第百八十七号)第十七条の二に規定する特定 する特定預金等、信用金庫法 律 四に規定する特定貯金等、 十四条の二に規定する特定預金等、 (昭和二十四年法律第百八十三号) 第八十九条の二に規定する特定預金等、 (昭和二十八年法律第二百二十七号) 第九 協同組合による金融事業に関する法 (昭和二十六年法律第二百三十八 銀行法第十三条の四に規定 (平成十三年法律第九十三 第六条の五の十一に規定 長期信用銀行法

「ニ〜ト 略

三

「略」

第五十一条 準用金融商品取引法第三十七条各項に規定する主務省令(広告類似行為)

する同条第二項に規定する信書便をいう。)、ファクシミリ装置を般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供

する法律

(平成十四年法律第九十九号)

で定める行為は、郵便、

信書便

(民間事業者による信書の送達に関

第二条第六項に規定する一

する電子メールをいう。)を送信する方法、ビラ又はパンフレット等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定

用いて送信する方法、電子メール(特定電子メールの送信の適正化

数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。を配布する方法その他の方法(次に掲げるものを除く。)により多

__·__ 略

> 四に規定する特定貯金等、 四条の二に規定する特定預金等、 る特定預金等、 律 る特定預金等及び農林中央金庫法 金等、労働金庫法 和二十七年法律第百八十七号)第十七条の二に規定する特定預 第五十九条の三に規定する特定預金等 第八十九条の二に規定する特定預金等、 (昭和二十四年法律第百八十三号) 信用金庫法 (昭和二十八年法律第二百二十七号) 第九十 協同組合による金融事業に関する法 (昭和二十六年法律第二百三十八号 銀行法第十三条の四に規定す (平成十三年法律第九十三号 第六条の五の二に規定す 長期信用銀行法 (昭

[ニ〜ト 同上]

三[同上]

(広告類似行為)

第五十一条

同上

[一·二 同上]

その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のも のとして提供する方法を含む。) の物品に表示されていない事項がある場合にあっては、 いるものに限る。)を提供する方法 (ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されて 次に掲げる全ての事項のみが表示されている景品その他の物品 (当該事項のうち景品その他 当該景品

[イ〜ニ 略]

(商工組合中央金庫の子会社の範囲等

第七十条 略

次に掲げるものとする。 法第三十九条第二項第二号に規定する主務省令で定めるものは、

[一〜六の二 略]

六の三 商工組合中央金庫電子決済等代行業 (法第六十条の二第

じ。)に係る業務又は当該業務と併せ営む銀行法第二条第十七項

項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業をいう。以下同

に規定する電子決済等代行業に係る業務

七~五十 略

3 5 8

(認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)

第七十三条 子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次 項に規定する認可対象会社をいう。 商工組合中央金庫は、 認可対象会社(法第三十九条第四 以下この条において同じ。) を

> 三 品 ものとして提供する方法を含む。 品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体の 他の物品に表示されていない事項がある場合にあっては、当該景 ているものに限る。)を提供する方法 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物 (ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示され (当該事項のうち景品その

[イ〜ニ 同上]

(商工組合中央金庫の子会社の範囲等)

第七十条 同上

2 同上

[一〜六の二 同上]

[号を加える。]

七~五十 同上

3 \ 8 同上

第七十三条 (認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)

同上

載した書面	記載した書面
四 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記	四 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を
	[一~三 略]
	主務大臣等に提出しなければならない。
	を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して
	による基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認
第七十六条 [同上]	第七十六条 商工組合中央金庫は、法第四十条第二項ただし書の規定
請()	語)
(基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申	(基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申
3 [同上]	3 [略]
載した書面	記載した書面
四 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記	四 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を
[一~三 同上]	[一~三 略]
	掲げる書面を添付して主務大臣等に提出しなければならない。
2 [同上]	2 前項第十一号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に
第七十五条 [同上]	第七十五条 [略]
(法第四十条第一項の規定が適用されないこととなる事由)	(法第四十条第一項の規定が適用されないこととなる事由)
[2~5 同上]	[2~5 略]
載した書面	記載した書面
六 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記	六 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を
[一~五 同上]	[一~五 略]
	に掲げる書面を添付して主務大臣等に提出しなければならない。

[一・二 同上] 三 [同上] 三 [同上] 2 [同上] 2 [同上] 2 [同上] 1 章を加える。]	マール
	する中間事業年度をいう。以下同じ。)に係る説明書類(以下「中のは、次に掲げる事項(中間事業年度(法第五十一条第一項に規定
第八十三条 [同上] (業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)	第八十三条 法第五十三条第一項前段に規定する主務省令で定めるも(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)
[2・3 同上]	[2・3 略]

て同じ。)を取得して行うものを除く。
る符号その他の情報をいう。第八十九条の十二第四項第五号においその役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用い中央金庫が、電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際し、中央金庫が、電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際し、

行為 一預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う

兀

(商工組合中央金庫電子決済等代行業に該当する方法)

第八十九条の三 法第六十条の二第一項第一号に規定する主務省令で が商工組合中央金庫に開設している口座に係る資金を移動させる為 が商工組合中央金庫に開設している口座に係る資金を移動させる為 が商工組合中央金庫に開設している口座に係る資金を移動させる為 が金額に係る情報を商工組合中央金庫に対する指図を行うた が金額に係る情報を商工組合中央金庫に対する主務省令で

第八十九条の四 法第六十条の四第一項第四号に規定する主務省令で(商工組合中央金庫電子決済等代行業の登録申請書の記載事項)

定める事項は、

次に掲げる事項とする。ただし、

第四号に掲げる事

一項第一号に掲げる行為(第八十九条の二に掲げる行為を除く。)下この条及び第八十九条の六において同じ。)が法第六十条の二第項については、登録申請者(同項に規定する登録申請者をいう。以

を行う場合に限る。

商工組合中央金庫電子決済等代行業者(法第六十条の二第二項であときに限る。)

第六十条の二第三項に規定する認定商工組合中央金庫電子決済等一 加入する認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会(法

代行事業者協会をいう。以下同じ。)の名称

名称又は氏名及び住所場合には、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の商号、二 商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務の一部の委託をする

四 他に業務を営むときは、その業務の種類

2

組合、 ない。 書をいう。 の六及び第八十九条の十第一項において同じ。)が登録申請者であ 合連合会、信用金庫、 中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同 水産加工業協同組合、 る場合にあっては、 農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫をいう。 前項第一号及び第四号に掲げる事項は、銀行等 農業協同組合連合会、 第八十九条の六において同じ。)に記載することを要し 登録申請書 信用金庫連合会、 水産加工業協同組合連合会、 漁業協同組合、 (法第六十条の四第一 労働金庫、 漁業協同組合連合会 (銀行、 信用協同組合 労働金庫連合会 項の登録申請 第八十九条 農業協同

定めるものは、次に掲げるものとする。第八十九条の五 法第六十条の四第二項第三号に規定する主務省令で(商工組合中央金庫電子決済等代行業に係る業務の内容及び方法)

- 三 商工組合中央金庫電子決済等代行業の実施体制 二 取り扱う商工組合中央金庫電子決済等代行業に係る業務の概要
- とする。 前項第三号に規定する実施体制には、次に掲げる事項を含むもの
- 関する情報の適正な取扱い及び安全管理のための体制 商工組合中央金庫電子決済等代行業に関して取得した利用者に
- 一 商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務(法第六十条の二第一 商工組合中央金庫電子決済等代行業に関して取得した利用者に関する情報中央金庫電子決済等代行業に関して取得した利用者に関する情報がある場合には、商工組合 一項第二号に掲げる行為のみを行おうとする場合には、商工組合
- び役職名
 「商工組合中央金庫電子決済等代行業を管理する責任者の氏名及

(登録申請書のその他の添付書類

ない。 、銀行等が法第六十条の三の登録の申請をする場合は、この限りで、銀行等が法第六十条の三の登録の申請をする場合は、この限りで、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。)とする。ただし定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類については第八十九条の六 法第六十条の四第二項第四号に規定する主務省令で

この号において同じ。)の履歴書(役員が法人であるときは、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下役員(法第六十条の四第一項第二号に規定する役員をいい、登録申請者が法人である場合には、次に掲げる書類

当該役員の沿革を記載した書面)

登記事項証明書) 又はこれに代わる書面 で員の住民票の抄本(役員が法人であるときは、当該役員の

面氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書記載した場合において、ロに掲げる書類が当該役員の婚姻前の役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて登録申請書に

ホ 登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照にも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面ニ 役員が法第六十条の六第一項第二号ロ(1)から(6)までのいずれ

る貸借対照表又はこれに代わる書面年度に設立された法人にあっては、当該法人の設立の時におけま又はこれに代わる書面。ただし、登録の申請の日を含む事業

一項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面申請の日を含む事業年度の前事業年度の同法第三百九十六条第規定する会計監査人設置会社をいう。)であるときは、登録の規定する会計監査人設置会社(会社法第二条第十一号に

イ 登録申請者の履歴書

登録申請者が個人である場合には、

次に掲げる書類

口

登録申請者(当該登録申請者が外国に住所を有する個人であるときは、その日本における代理人を含む。ハにおいて同じ。

前の氏名を証する書面録申請者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻登録申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該登登録申請者の婚姻前の氏名を当該登録申請者の氏名に併せて

第十二号により作成した財産に関する調書 登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る別紙様式

(商工組合中央金庫電子決済等代行業者登録簿の縦覧)

第八十九条の七 業所又は事務所を有しない場合にあっては関東財務局))に備え置 岡財務支局、 たる営業所又は事務所 金融庁にあっては、当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者の主 金庫電子決済等代行業者登録簿を経済産業省、 録をした商工組合中央金庫電子決済等代行業者に係る商工組合中央 において「主たる営業所等」という。)の所在地を管轄する財務局 っては、 (当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福 公衆の縦覧に供するものとする 国内における主たる営業所又は事務所。 当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者が国内に営 経済産業大臣、 (外国法人又は外国に住所を有する個人にあ 財務大臣及び金融庁長官は、 財務省及び金融庁 第八十九条の三十 その

(財産的基礎)

借対照表若しくはこれに代わる書面又は同条第二号ニに規定する財で定める基準は、純資産額(第八十九条の六第一号ホに規定する貸第八十九条の八 法第六十条の六第一項第一号イに規定する主務省令

した額をいう。)が負の値でないこととする。産に関する調書に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除

(変更の届出を要しない場合等)

場合は、次に掲げる場合とする。第八十九条の九 法第六十条の七第一項に規定する主務省令で定める

- の所在地に復した場合 前号に規定する所在地の変更に係る営業所又は事務所を変更前
- 、主務大臣等に提出しなければならない。 電子決済等代行業者は、別表第二上欄に掲げる区分により、同表中電子決済等代行業者は、別表第二上欄に掲げる区分により、同表中三 第八十九条の四第一項第四号に掲げる事項を変更した場合
- らない。 となった場合に限る。)を添付して主務大臣等に提出しなければな に掲げる行為 第四号に掲げる事項を記載した書面 \mathcal{O} 変更年月日を記載した届出書に理由書及び第八十九条の四第一 規定による変更の届出をしようとするときは、 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、 (第八十九条の二に掲げる行為を除く。) を行うこと (法第六十条の二第一項第一 法第六十条の 当該変更の内容及 Ł 第三 号 項 項

3

(開業等の届出)

く。)を行っているときに限る。
の二第一項第一号に掲げる行為(第八十九条の二に掲げる行為を除の二第一項第一号に掲げる行為(第八十九条の二に掲げる場合とする。ただし、第三号に掲げる場合にあっては第八十九条の十 法第六十条の八に規定する主務省令で定める場合は

- 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合
- 三 第八十九条の四第一項第四号に掲げる事項を変更した場合二 法第六十条の十二第一項に規定する契約の内容を変更した場合
- を記載した書面を添付して主務大臣等に提出しなければならない。をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項をしようと中央金庫電子決済等代行業者は、前項の規定による届出
- て行うことができる。

 済等代行業を開始したときの届出を除く。)は、半期ごとに一括し
 3 法第六十条の八に該当するときの届出(商工組合中央金庫電子決

(廃業等の届出)

のとする。
は、次に掲げる事項を記載した届出書を、主務大臣等に提出するも第八十九条の十一 法第六十条の九第一項の規定により届出を行う者

- 商号、名称又は氏名
- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 届出事由

四 法第六十条の九第一項各号のいずれかに該当することとなった

年月日

譲渡をしたときは、その業務の承継又は譲渡の方法及びその承継、一会社分割により商工組合中央金庫電子決済等代行業の全部の承由・由・一会をは、その選別のでは、一点をは、その選別のでは、一点をは、その選別のでは、

(利用者に対する説明)

先又は譲渡先

2

二に掲げる行為を除く。)を行う場合においては、 子決済等代行業再委託者の委託 事項を明らかにしなければならない。ただし、 な方法により、 ときは、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他の適切 各号に掲げる行為 を受けて、 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、 第八十九条の十四及び第八十九条の十九において同じ。 法第六十条の二第 利用者に対し、法第六十条の十第一項各号に掲げる (第八十九条の二に掲げる行為を除く。) を行う 一項各号に掲げる行為 (二以上の段階にわたる委託を含む 法第六十条の二第一項 商工組合中央金庫電 当該商工組合中 (第八十九条の

該事項を明らかにすることができる。 央金庫電子決済等代行業再委託者又は商工組合中央金庫を介して当

- のいずれかに該当する者をいう。 前項の「商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者」とは、次
- 託を含む。)をする者中央金庫に対して伝達することの委託(二以上の段階にわたる委中央金庫に対して伝達することの委託(二以上の段階にわたる委工組合中央金庫電子決済等代行業者に対し、当該指図を商工組合、法第六十条の二第一項第一号に規定する指図の伝達を受け、商一 預金者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて
- 階にわたる委託を含む。)をする者 「出合中央金庫から当該情報を取得することの委託(二以上の段を当該預金者等に提供すること(他の者を介する方法により提供を当該預金者等に提供すること(他の者を介する方法により提供上の段階にわたる委託を含む。)を受けて、同号に規定する情報上の段階にわたる委託を含む。)をする者
- 、次に掲げる事項とする。 4 法第六十条の十第一項第五号に規定する主務省令で定める事項は
- 登録番号

利用者が支払うべき手数料、

報酬若しくは費用の金額若しくは

に係る為替取引の額の上限を設定している場合には、その額掲げる行為を除く。)を行う場合において、同号に規定する指図法第六十条の二第一項第一号に掲げる行為(第八十九条の二にその上限額又はこれらの計算方法

の計算方法を含む。)
約期間及びその中途での解約時の取扱い(手数料、報酬又は費用為(第八十九条の二に掲げる行為を除く。)を行う場合には、契利用者との間で継続的に法第六十条の二第一項各号に掲げる行

兀

く。)を行う場合には、その旨の二第一項各号に掲げる行為(第八十九条の二に掲げる行為を除五 利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得して法第六十条

合中央金庫電子決済等代行業に関し参考となると認められる事項、 その他当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者の行う商工組

用者への提供) (商工組合中央金庫が営む業務との誤認を防止するための情報の利)

第八十九条の十三 場合においては、当該商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者 各号に掲げる行為 託者をいう。 ればならない。ただし、 業務を商工組合中央金庫が営むものではないことの説明を行わなけ 用して当該利用者が使用する電子機器の映像面に表示させる方法そ う場合には、 項各号に掲げる行為(第八十九条の二に掲げる行為を除く。)を行 合中央金庫電子決済等代行業の利用者との間で法第六十条の二第 他の適切な方法により、 (前条第三項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業再委 以下同じ。 あらかじめ、 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、 (第八十九 商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託 の委託を受けて、 商工組合中央金庫電子決済等代行業者の 当該利用者に対し、 条の 二に掲げる行為を除く。 法第六十条の二第一項 インターネットを利 を行う 商工 組

又は商工組合中央金庫を介して当該説明を行うことができる。

(為替取引の結果の通知)

第八十九条の十四 号に掲げる行為(第八十九条の二に掲げる行為を除く。)を行う場 が商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者の委託を受けて、 代行業再委託者にあっては、 中央金庫電子決済等代行業再委託者 子決済等代行業者は、 組合中央金庫に開設している口座に係る資金を移動させる為替取引 に対し、 を除く。)を行ったときは、 合に限る。)を介して行うことができる。 十条の二第一項第一号に掲げる行為 は結果の通知をしなければならない。ただし、 当該行為に基づき商工組合中央金庫が行った預金者が商工 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、 当該通知を、 遅滞なく、 商工組合中央金庫電子決済等代行業者 商工組合中央金庫又は商工組合 (第八十九条の二に掲げる行為 (商工組合中央金庫電子決済等 当該行為を委託した預金者 商工組合中央金庫電 法第六 同

ならない。

(商工組合中央金庫電子決済等代行業に係る情報の安全管理措置)ならない。

(個人利用者情報の安全管理措置等)

第八十九条の十六 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、その取

ない。
は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならる場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託すり扱う個人である商工組合中央金庫電子決済等代行業の利用者に関

特別の非公開情報の取扱い)

第

保するための措置を講じなければならない。 ない情報をいう。 情報その他の特別の非公開情報 する人種、 他 扱う個人である商工組合中央金庫電子決済等代行業の利用者に関 十九条の十七 |必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確 信条、 門地、 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、 を取り扱うときは、 本籍地、 (その業務上知り得た公表されて 保健医療又は犯罪経歴についての 適切な業務の 運営の 確保そ その 取

(委託業務の的確な遂行を確保するための措置)

(商工組合中央金庫との間の契約に定めなければならない事項)

第八十九条の十九 置に関する事項とする。 当該措置を行わないときに商工組合中央金庫が行うことができる措 業者が行う措置並びに当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者が 取扱い及び安全管理のために当該商工組合中央金庫電子決済等代行 託した業務に関するものに限る。 業再委託者の業務 条の二第一項各号に掲げる行為 令で定める事項は、当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者が商 電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な 工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者の委託を受けて法第六十)を行う場合において、当該商工組合中央金庫電子決済等代行 法第六十条の十二第二項第三号に規定する主務省 (当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者に委 (第八十九条の二に掲げる行為を除)に関して当該商工組合中央金庫

(契約の公表方法)

公表しなければならない。

学代行業者の利用者が常に容易に閲覧することができるよう
ターネットの利用その他の適切な方法により、商工組合中央金庫電
等代行業者は、法第六十条の十二第二項各号に掲げる事項を、イン

(商工組合中央金庫による基準の公表方法)

り、商工組合中央金庫電子決済等代行業者及び商工組合中央金庫電に規定する基準を、インターネットの利用その他の適切な方法によ第八十九条の二十一 商工組合中央金庫は、法第六十条の十三第一項

公表しなければならない。子決済等代行業者の利用者が常に容易に閲覧することができるよう

(商工組合中央金庫による基準に含まれる事項)

定める事項は、次に掲げる事項とする。 第八十九条の二十二 法第六十条の十三第二項に規定する主務省令で

管理のために行うべき措置務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全庫電子決済等代行業者が商工組合中央金庫電子決済等代行業の業約の相手方となる商工組合中央金法第六十条の十二第一項の契約の相手方となる商工組合中央金

務の執行が法令に適合することを確保するために整備すべき体制庫電子決済等代行業者が商工組合中央金庫電子決済等代行業の業一 法第六十条の十二第一項の契約の相手方となる商工組合中央金

(商工組合中央金庫電子決済等代行業に関する帳簿書類)

ら十年間保存しなければならない。 六十条の十四の規定により、総勘定元帳を作成し、その作成の日か第八十九条の二十三 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、法第

法人である場合においては別紙様式第十四号により、それぞれ作成等代行業者が個人である場合においては別紙様式第十三号により、庫電子決済等代行業に関する報告書は、商工組合中央金庫電子決済(商工組合中央金庫電子決済等代行業に関する報告書の様式等)

業年度経過後三月以内に主務大臣等に提出しなければならない。及び損益計算書又はこれらに代わる書面を、それぞれ添付して、事調書及び収支の状況を記載した書面を、法人にあっては貸借対照表し、個人にあっては別紙様式第十五号により作成した財産に関する

- 大臣等の承認を受けて、当該提出を延期することができる。する報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ主務り前項に規定する期間内に商工組合中央金庫電子決済等代行業に関2 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、やむを得ない理由によ
- 等に提出しなければならない。を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して主務大臣るのでがある。の工組合中央金庫電子決済等代行業者は、前項の規定による承認
- 由があるかどうかを審査するものとする。による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理該申請をした商工組合中央金庫電子決済等代行業者が第二項の規定主務大臣等は、前項の規定による承認の申請があったときは、当

(公告の方法)

官報によるものとする。第八十九条の二十五 法第六十条の十九第二項の規定による公告は、

(認定の申請書の添付書類)

第八十九条の二十六 令第十八条第二項に規定する主務省令で定める

書類は、次に掲げる書類とする。

一 認定業務(法第六十条の二十一に規定する認定業務をいう。次

を記載した書類号及び第八十九条の二十九第六号において同じ。)の実施の方法

- ことを明らかにする書類 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力を有する
- 礎を有することを明らかにする書類にあっては、その設立の時)における財産目録その他の財産的基二 最近の事業年度(申請の日の属する事業年度に設立された法人
- その他参考となるべき事項を記載した書類

六

(会員名簿の縦覧)

業者協会の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。会は、その会員名簿を当該認定商工組合中央金庫電子決済等代行事第八十九条の二十七 認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協

(利用者の利益を保護するために必要な会員に係る情報)

で定めるものは、次に掲げる情報とする。第八十九条の二十八 法第六十条の二十六第一項に規定する主務省令

等代行業を営んでいる者(法第六十条の三十二第二項の規定によ法第六十条の三の登録を受けないで商工組合中央金庫電子決済

商工組合中央金庫電子決済等代行業に係る業務に関する情報代表者の氏名)その他の当該者に関する情報並びに当該者が行う電話番号(法人にあっては、商号又は名称、住所、電話番号及び者である者を除く。)を知ったときは、当該者の氏名、住所及びる届出をした銀行法第二条第十八項に規定する電子決済等代行業

代行業者を知ったときは、その者に関する前号に掲げる情報金庫電子決済等代行業を営んでいる商工組合中央金庫電子決済等第六十条の十二第一項に規定する契約を締結せずに商工組合中央が高いる行為を除く。)を行う前に、商工組合中央金庫との間で、法二 法第六十条の二第一項各号に掲げる行為(第八十九条の二に掲

子決済等代行事業者協会が必要と認める情報 三 その他利用者の利益を保護するために認定商工組合中央金庫電

る情報は、次に掲げる情報とする。第八十九条の二十九 法第六十条の三十一に規定する主務省令で定め(認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会への情報提供)

- 法の解釈に関する情報
- 入検査の結果及びその内容に関する情報 法に基づく報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立
- 内容に関する情報金庫電子決済等代行業に関する利用者からの苦情の内容及び処理四 商工組合中央金庫電子決済等代行業者の業務又は商工組合中央

五. 金庫電子決済等代行業に関する統計情報並びにその基礎となる情 商工組合中央金庫電子決済等代行業者の業務及び商工組合中央

情報 その他認定業務を適正に行うために主務大臣等が必要と認める

六

係る名簿の縦覧) (商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者に

第八十九条の三十 経済産業大臣、 務局))に備え置き、 管轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局、 営業所等の所在地を管轄する財務局 及び金融庁(金融庁にあっては、当該電子決済等代行業者の主たる 項に規定する電子決済等代行業者に係る名簿を経済産業省、 六十条の三十二第二項の規定による届出をした銀行法第二条第十八 行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては関東財 公衆の縦覧に供するものとする。 財務大臣及び金融庁長官は、 (当該所在地が福岡財務支局の 当該電子決済等代 財務省 法

第七章

略

所を有する個人等に係る特例 (商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住

第九十二条 有する個人(商工組合中央金庫電子決済等代行業を営もうとする外 工組合中央金庫電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を 法 (第八章の二に限る。) 又はこの命令の規定により商

同上

[条を加える。

ľ, で記載することができる。 り日本語をもって記載することができないものがあるときは、 国法人又は外国に住所を有する個人を含む。)その他の者が主務大臣等に提出する書類で、 以下この条において同 特別の事情によ 英語

2 」という。)については、当該添付書類に代えてこれに準ずるもの を主務大臣等に提出することができる。 出することとされる書面 命令の規定により申請書若しくは届出書に添付して主務大臣等に提 所を有する個人は、法第六十条の四第二項に規定する書類又はこの 商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に (以下この項及び次項において「添付書類 住

3 り 所を有する個人がその本国の法令又は慣行その他の正当な事由 ることを要しない。 ことができない場合には、 て「添付書類等」という。 添付書類又は前項に規定するこれに準ずるもの 商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む外国法人又は外 当該添付書類等は、)のいずれをも主務大臣等に提出 主務大臣等に提出す (以下この項にお 国に する によ 住

(電磁的記録に記録された事項を表示する措置)

第九十三条 略

別表第一 (第八十三条第一項第三号ハ関係 略

別表第二

(第八十九条の九第1

一項関係

(電磁的記録に記録された事項を表示する措置)

第九十二条

同上

別表 (第八十三条第一項第三号ハ関係) 同上

[別表を加える。]

の変更(商工組合中日本における代理人	日本における代理人の商号等の変更(商の商号等の変更(商工組合中央金庫電子人である場合に限る。)	届出事項の変更の変更の変更の変更の変更の変更の変更の変更の変更の変更の変更の変更の変更の
	ヨ ニ ー	= -
おける代理人の商変更前の日本に	変 旧 新 更 商 号 号 号 月 等	変更年月日
一 理由書	日本における代理日本における代理日本における代理ときは、変更に係るこれに代わる書面ときは、住民票のときは、住民票のときは、住民票のときは、住民票のわる書面	添付書類 法人であるときは 、変更に係る事項 を記載した登記事 で記載した登記事 で記載した登記事 で以下この表にお

	じ。)の変更下この表において同		場合に限る。) 三変更年月日	八である
本 (就任する本 (就任する	イ 履歴書 (家 と まんであると	一 法人の登記事 「 就任する役員 に係る次に掲げる書面	ける代理人が法 人であるときは 八であるときは 計る代理人の登 記事項証明書) マはこれに代わる書面	(当該日本にお

二 法第六十条 ハ婚姻前の氏 二号ロ(1)からの六第一項第 ときは、当該 において、ロ記載した場合 項の届出書に 九条の九第二 (6)までのいず を証する書面 婚姻前の氏名 が当該婚姻前 併せて第八十)又はこれに 記事項証明書 あるときは、 名を、氏名に 代わる書面 当該役員の登 役員が法人で の氏名を証す に掲げる書面

	二 変更後の名称 び所在地 変更前の名称及	更 営業所等の名称の変
	三 変更年月日 二 変更後の所在地 一 名称及び変更前	変更変更の所在地の
	一 設置した営業所 等の名称 二 所在地 三 設置した営業所 等で営む商工組合 中央金庫電子決済 等代行業に係る業 務の内容 四 営業開始年月日	商工組合中央金庫電子決済等代行業を営子決済等代行業を営て「営業所等」といて「営業所等」という。)の設置
書面 ない者である ことを当該役		

利用者からの苦情又は相談に応ずる営業が又は事務所の所在	営業所等の廃止 営業所等の廃止 主たる営業所又は事務所の名称又は所在 地の変更(商工組合 中央金庫電子決済等 中央金庫電子決済等 は事務所を有より、外 国に主たる営業所又 は事務所を有する場	
一 変更後の利用者 からの苦情又は相 からの苦情又は相 地又は連絡先 地又は連絡先	一 廃止した営業所	三 変更年月日
	証明書を登記事項を	

	二 変更年月日	容又は委託先の変更委託に係る業務の内
認定商工組合中央記することができる書面	一 脱退した認定商 工組合中央金庫電 子決済等代行事業 子協会の名称	業者協会からの脱退駆定商工組合中央金
認定商工組合中央金庫電子決済等代金庫電子とができるすることができるすることができる	一 加入した認定商一 加入した認定商一 加入年月日	業者協会への加入軍電子決済等代行事
	変更年月日で変更年月日で変更年月日がらの苦情又は相	

別紙様式第十一号の次に次の四様式を加える。

別紙様式第12号(第89条の6第2号ニ関係)

(日本工業規格A4)

財産に関する調書 (年月日現在)

年 月 日

主たる事務所

の所在地

名 称

氏 名

	価 額	摘 要
資 産 計(A)		
負 債 計(B)		
(A) - (B)		

(記載上の注意)

- 1 この調書は、登録申請者が個人である場合に限り、登録申請書に添付すること。
- 2 価額については、千円を単位として算出すること。千円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- 3 (A) 及び(B) の価額の算出は、次のとおり行うこと。
 - (1) 基礎とする各資産及び各負債の価額については、原則として、取得価格(取得価格のないものにあっては、取得時における適正な評価価格)に基づき算出した、申請の日の前年の12月31日における残高による。
 - (2) 有価証券の価額については、当該有価証券に時価がある場合にあっては、上記(1)にかかわらず、この調書を作成する日(以下「算出日」という。)に公表されている最終価格に基づき算出した価額による。
 - (3) 土地及び建物の価額については、上記(1)にかかわらず、直近の固定資産税評価額等の、 算出日における適正な評価価格に基づき算出した価額による。

なお、借入金により取得した居住用(事業所を兼ねる場合を含む。以下同じ。)の土地 又は建物については、次のとおり計算した額を土地、建物及び借入金の価額とすることを 原則とするが、算出日の借入金の価額が土地及び建物の直近の固定資産税評価額等の合計 額以下である場合にあっては、土地、建物及び借入金の価額を全て零とみなしても差し支 えない。

「土地」又は「建物」の価額=

居住用の土地又は建物の				
算出日の適正な評価価格	×	取得時の自己資金+返済済み元金額	×	居住用面積
	/ \	取得時の借入金+取得時の自己資金		居住用面積+事業用面積
に基づき筧出した価額		**** *****		

居住用の土地又は建物の + 算出日の適正な評価価格 × に基づき算出した価額 事業用面積 居住用面積+事業用面積

 事業用面積

 「借入金」の価額 = 算出日の借入金の価額 ×
 事業用面積

 居住用面積+事業用面積

- (4) 貸倒引当金の価額については、所得税法に基づく計上限度額による。 (5) 営業権、地上権その他の無形固定資産についても、(A) の価額の算出の基礎とする。

別紙様式第13号(第89条の24第1項関係)

(日本工業規格A4)

商工組合中央金庫電子決済等代行業に関する報告書

 年
 月
 日から

 年
 月
 日まで

年 月 日

主たる事務所

の所在地

名 称

氏 名 印

(記載上の注意)

- 1 この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。
- 2 記載事項に関して留意事項がある場合には、適宜の方法により、いずれの記載事項についての留意事項であるかを明示した上で記載すること。
- 1 登録年月日及び登録番号
- 2 商工組合中央金庫電子決済等代行業の概況

(記載上の注意)

直近の事業年度における商工組合中央金庫電子決済等代行業の経過及び成果を記載すること。

3 商工組合中央金庫との契約締結

契約年月日	商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務の内容

(記載上の注意)

- 1 当期において株式会社商工組合中央金庫法(以下「法」という。)第60条の12第 1項の契約を締結している場合に記載すること。
- 2 「商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務の内容」欄は、商工組合中央金庫との1の契約に従って行う商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務が、決済指図伝達(法第60条の2第1項第1号に掲げる行為(第89条の2に掲げる行為を除く。)をいう。以下同じ。なお、法第60の2条第1項第1号の指図の内容のみの伝達を含むことに留意すること。)のみである場合には「決済指図伝達」、口座情報の取得・提供(同項第2号に掲げる行為をいう。以下同じ。)のみである場合には「口座情報の取得・提供」、決済指図伝達と口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

4 委託先

委託先名	所在地	委託契約年月日	商工組合中央金庫電 子決済等代行業の業 務の内容

(記載上の注意)

- 1 本表は、委託先(第89条の5第2項第2号の第三者をいう。以下同じ。)がある ときに限り記載すること。
- 2 「委託先名」欄は、委託先の商号、名称又は氏名を記載すること。
- 3 「所在地」欄は、委託先の主たる営業所又は事務所の所在地を記載すること。
- 4 「商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務の内容」欄は、委託する商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務が、決済指図伝達のみである場合には「決済指図伝達」、口座情報の取得・提供のみである場合には「口座情報の取得・提供」、決済指図伝達と口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。
- 5 商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者数

者

(記載上の注意)

当期末において、商工組合中央金庫電子決済等代行業者として第89条の12第3項各号の委託を受けている同項の商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者(以下「商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者」という。)があるときは、そのうち自身が直接取引を行う者の合計者数を記載すること。

6 使用人の状況

		使	用	人
総	数			名

(記載上の注意)

- 1 本表は、当期末における商工組合中央金庫電子決済等代行業に従事する使用人について記載すること。
- 2 「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

7 事務所の状況

名 称	所 在 地

(記載上の注意)

- 1 本表は、当期末における商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む事務所について記載すること。
- 2 適宜、地区別に区分して記載すること。

8 商工組合中央金庫電子決済等代行業の実施状況

(単位:件、者)

決済	口座情報の取得・提供	
契約件数又は利用者数	決済指図伝達の件数	契約件数又は利用者数
	〔為替取引に至らなかっ	
	た件数を含むか否か〕	
	[]	

(記載上の注意)

- 1 「決済指図伝達」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末における預金者(法第60条の2第1項第1号の預金者をいう。以下同じ。)若しくは商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者(商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者のうち自身が直接取引を行う者のみをいい、当該商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者に委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を行う商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者や商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者の利用者である預金者は含まないことに留意する。以下同じ。)との間の決済指図伝達に係る基本契約(継続中の契約に限る。ただし、個別契約のみが締結される場合には個別契約。以下同じ。)の件数又は自身が提供する決済指図伝達に係るサービスを直接利用する預金者若しくは商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。
- 2 「決済指図伝達」欄のうち、「決済指図伝達の件数」欄については、当期中における決済指図伝達を行った件数を記載すること。この際、適宜自身が把握可能な件数をもって代替することも可能であり、例えば、決済指図伝達が法第60条の2第1項第1号の指図の内容のみの伝達である場合に、商工組合中央金庫電子決済等代行業者又は商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者が当該内容のみの伝達を行うための画像を、預金者が確認することができる映像面に表示させた件数や、最終的に為替取引に至った件数等を記載することでも差し支えない。ただし、この場合には、どのような件数を記載したかを留意事項として記載すること。

また、件数の次の〔〕内には、当該件数に為替取引に至らなかった件数を含むか否か(含む場合は「含」、含まない場合は「否」)を記載すること。

3 「口座情報の取得・提供」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末における預金者等(法第60条の2第1項第2号の預金者等をいう。以下同じ。)若しくは商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者との間の口座情報の取得・提供に係る基本契約の件数又は自身が提供する口座情報の取得・提供に係るサービスを直接利用する預金者等若しくは商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。

別紙様式第14号(第89条の24第1項関係)

(日本工業規格A4)

商工組合中央金庫電子決済等代行業に関する報告書

 年 月 日から

 年 月 日まで

年 月 日

主たる営業所 又は事務所の 所在地 商号又は名称

代表者氏名 印

(記載上の注意)

- 1 この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。
- 2 記載事項に関して留意事項がある場合には、適宜の方法により、いずれの記載事項についての留意事項であるかを明示した上で記載すること。
- 1 登録年月日及び登録番号
- 2 商工組合中央金庫電子決済等代行業の概況

(記載上の注意)

直近の事業年度における商工組合中央金庫電子決済等代行業の経過及び成果を記載すること。

3 商工組合中央金庫との契約締結

契約年月日	商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務の内容		

(記載上の注意)

- 1 当期において株式会社商工組合中央金庫法(以下「法」という。)第60条の12第 1項の契約を締結している場合に記載すること。
- 2 「商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務の内容」欄は、商工組合中央金庫との1の契約に従って行う商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務が、決済指図伝達(法第60条の2第1項第1号に掲げる行為(第89条の2に掲げる行為を除く。)をいう。以下同じ。なお、法第60条の2第1項第1号の指図の内容のみの伝達を含むことに留意すること。)のみである場合には「決済指図伝達」、口座情報の取得・提供(同項第2号に掲げる行為をいう。以下同じ。)のみである場合には「口座情報の取得・提供」、決済指図伝達と口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

4 委託先

委託先名	所在地	委託契約年月日	商工組合中央金庫電 子決済等代行業の業 務の内容	

(記載上の注意)

- 1 本表は、委託先(第89条の5第2項第2号の第三者をいう。以下同じ。)がある ときに限り記載すること。
- 2 「委託先名」欄は、委託先の商号、名称又は氏名を記載すること。
- 3 「所在地」欄は、委託先の主たる営業所又は事務所の所在地を記載すること。
- 4 「商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務の内容」欄は、委託する商工組合中 央金庫電子決済等代行業の業務が、決済指図伝達のみである場合には「決済指図伝達」、 口座情報の取得・提供のみである場合には「口座情報の取得・提供」、決済指図伝達 と口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。
- 5 商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者数

者

(記載上の注意)

当期末において、商工組合中央金庫電子決済等代行業者として第89条の12第3項各号の委託を受けている同項の商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者(以下「商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者」という。)があるときは、そのうち自身が直接取引を行う者の合計者数を記載すること。

6 役員及び使用人の状況

	役員	うち非常勤	使用人	計
総数	名	名	名	名

(記載上の注意)

- 1 本表は、当期末における商工組合中央金庫電子決済等代行業に従事する役員及び 使用人について記載すること。
- 2 「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

7 営業所又は事務所の状況

名 称	所 在 地

(記載上の注意)

- 1 本表は、当期末における商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む営業所又は事 務所について記載すること。
- 2 適宜、地区別に区分して記載すること。

8 商工組合中央金庫電子決済等代行業の実施状況

(単位:件、者)

	決済指	口座情報の取得・提供	
	契約件数又は利用者数	決済指図伝達の件数	契約件数又は利用者数
		〔為替取引に至らなかっ	
		た件数を含むか否か〕	
Ī		[]	

(記載上の注意)

- 1 「決済指図伝達」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末における預金者(法第60条の2第1項第1号の預金者をいう。以下同じ。)若しくは商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者(商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者のうち自身が直接取引を行う者のみをいい、当該商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者に委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を行う商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者や商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者の利用者である預金者は含まないことに留意する。以下同じ。)との間の決済指図伝達に係る基本契約(継続中の契約に限る。ただし、個別契約のみが締結される場合には個別契約。以下同じ。)の件数又は自身が提供する決済指図伝達に係るサービスを直接利用する預金者若しくは商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。
- 2 「決済指図伝達」欄のうち、「決済指図伝達の件数」欄については、当期中における決済指図伝達を行った件数を記載すること。この際、適宜自身が把握可能な件数をもって代替することも可能であり、例えば、決済指図伝達が法第60条の2第1項第1号の指図の内容のみの伝達である場合に、商工組合中央金庫電子決済等代行業者又は商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者が当該内容のみの伝達を行うための画像を、預金者が確認することができる映像面に表示させた件数や、最終的に為替取引に至った件数等を記載することでも差し支えない。ただし、この場合には、どのような件数を記載したかを留意事項として記載すること。

また、件数の次の〔〕内には、当該件数に為替取引に至らなかった件数を含む か否か(含む場合は「含」、含まない場合は「否」)を記載すること。

3 「口座情報の取得・提供」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末における預金者等(法第60条の2第1項第2号の預金者等をいう。以下同じ。)若しくは商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者との間の口座情報の取得・提供に係る基本契約の件数又は自身が提供する口座情報の取得・提供に係るサービスを直接利用する預金者等若しくは商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。

(日本工業規格A4)

財産に関する調書 (年月日現在)

年 月 日

主たる事務所

の所在地

名 称

氏 名

		ſ	西	額	摘	要
資	産					
Ŧ	見金・預金					
1	有価証券					
-	未収入金					
1	資付金					
-	土地					
3	聿 物					
1	带品					
<u></u>	霍利					
1	資倒引当金					
د	その他					
	計 (A)					
負	債					
f	昔入金					
5	未払金					
Ē	前受金					
د	その他					
	計 (B)					
(A)	- (B)					

(記載上の注意)

- 1 この調書は、商工組合中央金庫電子決済等代行業者が個人である場合に限り、報告書に添付すること。
- 2 価額については、千円を単位として算出すること。千円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- 3 資産及び負債の価額については、原則として、取得価格(取得価格のないものにあっては、 取得時における適正な評価価格)に基づき算出した、提出の日の前年の12月31日における残 高を記載すること。
- 4 有価証券の価額については、当該有価証券に時価がある場合にあっては、上記3にかかわらず、この調書を作成する日(以下「算出日」という。)に公表されている最終価格に基づき算出した価額を記載すること。
- 5 土地及び建物の価額については、上記3にかかわらず、直近の固定資産税評価額等の、算出日における適正な評価価格に基づき算出した価額を記載すること。

なお、借入金により取得した居住用(事業所を兼ねる場合を含む。以下同じ。)の土地又は建物については、次のとおり計算した額を土地、建物及び借入金の価額として記載することを原則とするが、算出日の借入金の価額が土地及び建物の直近の固定資産税評価額等の合計額以下である場合にあっては、土地、建物及び借入金の価額を全て零とみなしても差し支えない。

「土地」又は「建物」の価額=

居住用の土地又は建物の

算出日の適正な評価価格 × <u>取得</u>

取得時の自己資金+返済済み元金額

居住用面積

に基づき算出した価額

取得時の借入金+取得時の自己資金

居住用面積+事業用面積

居住用の土地又は建物の

+ 算出日の適正な評価価格

事業用面積

居住用面積+事業用面積

に基づき算出した価額

事業用面積

「借入金」の価額 = 算出日の借入金の価額 ×

居住用面積+事業用面積

- 6 貸倒引当金の価額については、所得税法に基づく計上限度額を記載すること。
- 7 「権利」とは、営業権、地上権その他の無形固定資産をいう。

附則

(施行期日)

第 条 この 命 令は、 銀 行法 等 \mathcal{O} 部を改正する法律 (以 下 「改正法」 という。 \mathcal{O} 施行 \mathcal{O} 日 (平成三十

六月一日)から施行する。

(経過措置)

この命令の施 行の日から改正法附則第二条第四項に規定する政令で定める日までにおけるこの命令

 \mathcal{O} 規定による改正後 の経済産業省 • 財 務省 内 閣 府関係株 式 (会社) 商 工組 合中央金庫 法施 行 規則 (以下 「新

規 則 という。 第八十九 条の十一 九 第八十九条の二十及び第八十九条の二十二の 規定 \mathcal{O} 適用 12 つい ては

新 規 則 第 八十 九 条 \mathcal{O} + 九 中 第六 十条 の二第一 項各号」とある \mathcal{O} は 「第六十条 \mathcal{O} 二第 項 第

決済等代行業者 (法第六十条の二第一項第一号に掲げる行為 (第八十九条の二に掲げる行為を除く。 新規

測第:

八十

九条の二十中

商商

工

組

合中

央

金庫

電子決済等代行業者は」

とあ

るの

は

「商工

組

合中

-央金宝

庫

電

を行うも のに限る る。 以下この条、 次条及び第八十九条の二十二にお いて同じ。) は」と、 新規 則 第八

条の二十二第一 号 中 商 工 祖合中 央金庫電子決済等代行業の」 とあるのは 商商 工 組 合中央金庫 電 子決済等

代行業(法第六十条の二第一項第一号に掲げる行為(第八十九条の二に掲げる行為を除く。)を行うもの

に限る。次号において同じ。)の」とする。